

【第 72 回福島県総合体育大会スキー競技会要項】

1 開催の趣旨

福島県総合体育大会は、県民総合参加の体育大会を通してスポーツに親しみ、スポーツ精神の高揚に努め、健康増進と体力の向上を図り、本県スポーツの振興と文化の発展に寄与するとともに、県民生活をより明るく豊かにしようとするものである。

2 主 催 (公財)福島県体育協会・福島県・福島県教育委員会・福島県高等学校体育連盟・福島県中学校体育連盟・福島県スポーツ少年団・福島県スポーツ推進委員協議会・福島県スポーツ指導者協議会・猪苗代町教育委員会

3 主 管 福島県スキー連盟

4 開催地 猪苗代スキー場 猪苗代町クロスカントリースキーコース 山形県蔵王ジャンプ台

5 日程及び種目 別紙日程のとおり

6 参加資格

- (1) 国民体育大会の選手選考会については、第 74 回国民体育大会実施要項に準ずる。
- (2) 日本国籍を有す者であることとするが選手及び監督のうち日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。(第 72 回福島県総合体育大会実施要項に準ずる)
- (3) 成年・少年とも令和元年 4 月 30 日以前から引き続き県内で常住または勤務（在学）している者であること。
- (4) 選手は必ず健康診断を受けて健康であることを証明された者であること。種別の参加資格については次のとおりである。また、ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

① 成 年

ア 2001 年 4 月 1 日以前に生まれた者で、その所属は旧住所(住民登録がなされており、しかも 2019 年 4 月 30 日以前から引き続き日常生活をしているところ) または勤務地のいずれか一ヶ所とする。なお、大学生は所属学部所在地、高等学校または高等学校卒業の都道府県から参加できる。

イ 成年男子の種別における参加資格は次のとおりである。

A：平成 5 年 4 月 2 日から、平成 13 年 4 月 1 日までに生まれた者。

B：昭和 60 年 4 月 2 日から、平成 5 年 4 月 1 日までに生まれた者。

C：昭和 60 年 4 月 1 日以前に生まれた者。

ウ 成年女子の種別における参加資格は次のとおりである。

A：平成 7 年 4 月 2 日から、平成 13 年 4 月 1 日以前に生まれた者。

B：平成 7 年 4 月 1 日以前に生まれた者。

② 少 年

平成 13 年 4 月 2 月から平成 17 年 4 月 1 月までに生まれた者。

別紙 1 「国民体育大会ふるさと選手制度」

- (1) 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第 3 項〔本則第 8 項第 1 号及び第 10 項第 4 号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

ア 居住地を示す現住所

イ 勤務地

ウ ふるさと

- (2) 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
- (3) 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
- (4) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。

- (5)「ふるさと」から参加する選手は、開催基準細則第3項－(1)－1－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- (6)ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用する選手は2回までとする。
- (7)参加する選手は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、公益財団法人福島県体育協会宛に提出する。

別紙2「一家転住等」に伴う特例措置

転校への特例

- 1 以下の内容をすべて満たすことにより、国体移動選手の制限（開催基準要項細則第3項－(1)－1－③）に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象者は、「少年種別」への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じ下記の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会に、参加することができる都道府県は次のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

○国民体育大会の選手選考会以外《各競技種目団体が明示したとおりとする》

その他

アルペン種目については、少年（チルドレン含む）及び成年ともにカテゴリーのルールに基づいたマテリアルの使用を原則とする。ただし、成年男子C並びに成年女子Bについては、ラヂウス30m未満であっても出場を認め表彰の対象とするが、国体出場選手の選考対象とはしない。

- 7 表彰 団体、個人とも優勝チーム、優勝者に賞状とメダル、2位、3位の入賞チーム、入賞者に賞状を授与する。
- 8 競技規定 公益財団法人全日本スキー連盟競技規則最新版による。
- 9 参加申込
 - (1)申込締切 令和元年12月20日（金）17時 （クロスカントリー）
令和2年1月6日（月）17時 （アルペン）
 - (2)申込様式 福島県スキー連盟所定の様式による。
個票は、区分ごと、成年A、B、C、少年、男女別に一枚ずつ記入ください。

(3)申 込 先 ☎969-3133 福島県耶麻郡猪苗代町大字千代田字中島 2 6 - 2
第 7 2 回福島県総合体育大会スキー競技会事務局 (☎0242-62-4504)

(4)参 加 料 3,500 円 (振込票の写しを添付すること。)
クロスカントリー競技リレー及びマスターズは別途申し受けします。
参加料振込先：大東銀行猪苗代支店 (普通預金) 1 3 0 4 1 9 6
福島県スキー連盟 会長 鈴木安一
※現金書留での申し込みも受け付けます。

(5)抽 選 令和元年 12 月 25 日 (水) (クロスカントリー) 大会事務局で行う。
令和 2 年 1 月 7 日 (金) (アルペン) 大会事務局で行う、
アルペン種目については、S A F ポイントを採用する。

10 宿 泊 希望により斡旋する。

11 国民体育大会選手選考について

- (1) 第 7 5 回国民体育大会実施要項及びスキー競技実施要項により原則として本大会に出場した優秀選手をもって有資格者とし選考する。
- (2) 福島県スキー連盟が認めた選手は、選考することができる。
- (3) 第 7 3 回又は第 7 4 回国民体育大会スキー競技会 (都道府県予選会を含む) に本県以外の都道府県を代表して参加した者。ただし、「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者及び結婚、離婚により所属を変更した者はこの限りではない。

12 大会参加について

- (1) 監督会議にはチーム代表は必ず出席すること。
- (2) アルペン種目参加選手は、当日 8 時までに猪苗代スキー場に集合し、ゼッケンを受け取ること。
- (3) アルペン種目参加選手は、S A F 競技者管理登録をすることが望ましい。
- (4) 参加者が競技中に負傷した場合は、応急処置は行うが、以後は各自の責任において行うものとする。
- (5) 申込一覧に表には、必ず大会中の連絡先または宿舎名 (電話番号等) を記入のこと。